

高梁市の行財政改革について

高 梁 市

令和3年11月24日



1.行政改革とは

1) 「行政改革」という言葉の意味

- 行政の組織・機能（サービス）などを改革すること
略称：「行革」

2) 「行政改革」の概念の誕生

- 行革関連特例法（昭和56年）にて、初めて法令上「行政改革」という言葉が用いられた

<行政改革とは>

行政が所与の理念なり政策目標を最も適切かつ効果的に実施するために必要とされる制度、施策、組織体制、業務運営等の改革措置

「行政改革」は、
⇒組織やサービスを時代の変化に適応させたものに変えていくこと。

2.高梁市行政改革推進委員会

1) 設置 平成29年5月9日 告示第121号
【高梁市行政改革推進委員会】

2) 所掌事務（第2条）

- 行政改革に関する事項の調査及び審議
- 行政改革の推進の助言
- その他必要な事項

3) 構成員（第3条）

- 各種団体の代表者、学識経験者など15名以内で構成

3.これまでの行財政改革の取り組み

1) 第1次高梁市行財政改革大綱（H17～H22）

【取組の趣旨】

地方交付税の削減に伴う危機的な財政状況の到来により、限られた資源で最大限の市民サービスを提供していくために、行財政システムの抜本的な見直しを実施

【取り組み項目】

- | | | |
|-------------|---|--------------------|
| ①市政の運営方針の改革 | ⇒ | 広報公聴機能強化、情報公開の推進 |
| ②組織の改革 | ⇒ | 簡素で効率的な組織、定員管理の適正化 |
| ③人の改革 | ⇒ | 人事評価制度の導入、各種手当の見直し |
| ④財政構造の改革 | ⇒ | 税等の徴収強化、地方債の発行抑制 |
| ⑤事務事業の改革 | ⇒ | 一般事務経費の削減、補助金等の見直し |

【改革の効果】

- ①効果額：4,060百万円（達成率108.2%）
- ②職員の削減数：160人

2) 第2次高梁市行財政改革大綱（H22～H26）

【取組の趣旨】

国の深刻な財政状況や合併特例期間終了に伴い、地方交付税が削減されることなどに対応するため

【取り組み項目】

- ①市民との協働による開かれた市政の推進
⇒ 公聴広報機能の強化、情報公開の推進
- ②時代に即した行政運営の推進
⇒ 小・中学校の再編、消防団の見直し
- ③施設管理の見直しと公有財産の有効活用
⇒ 指定管理制度の活用、遊休資産の有効活用
- ④組織機構の再編と人材育成の推進
⇒ 簡素で効率的な組織、定員管理の適正化
- ⑤持続可能な財政基盤の確立
⇒ 徴収体制の強化、行政評価システムの導入

【改革の効果】

- ①効果額：2,780百万円（達成率128.0%）
- ②職員の削減数：56人

4.第3次行財政改革プランの基本方針

1) 改革の趣旨

これまでの改革の経緯や経過、背景を検証し、その取組成果や反省を活かしつつ、将来の高梁市に対して「何を残し、何を廃止するのか」という長期的な視点にたった行財政改革を推進する。

2) 改革のテーマ

『将来の人口減少を見据えた行財政基盤の確立』

3) 改革の取り組み内容

①「行政運営改革」、②「財政構造改革」、③「行政サービス改革」を改革の実施方針とし、その方針に基づいた10項目を実施項目として定め、改革に取り組む。

①行政運営改革

人口減少が予測される中であって、限られた資源を最大限に活用し、刻々と変化する社会経済環境や多様化・高度化する市民ニーズに迅速に対応するために、簡素で効率的な組織体制の構築や職員配置、職員一人ひとりの資質の向上を図る。

【実施項目】

- 簡素で効率的な組織体制の構築と職員定数の管理
- 人材育成と職員の意識改革
- 働き方改革の推進 など

②財政構造改革

事務事業等の見直しや公共施設の適正な管理、使用料の見直しや債権等の徴収体制の強化を図ることにより、歳入確保と適正な歳出維持を図り、持続可能な財政運営に努める。

【実施項目】

- 事務事業等の見直し
- 公有資産の適正な管理と有効活用
- 受益者負担の適正化
- 新たな財源の確保
- 徴収体制の強化 など

③行政サービス改革

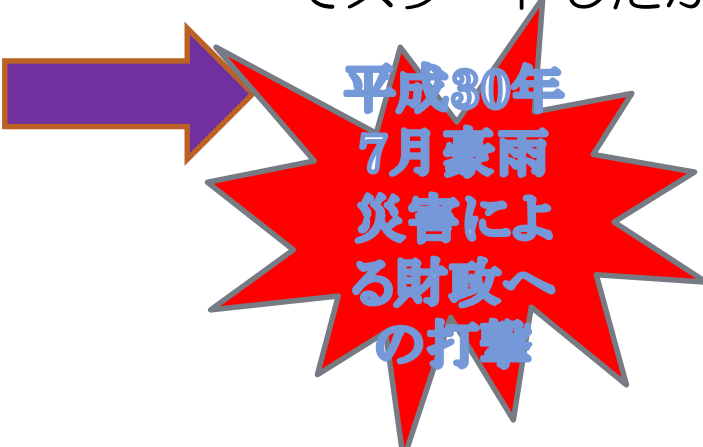
企業等の公的サービスへの参画を促進し、民間の知恵・資金等を有効活用することにより、公共サービスの効率化、市民の利便性やサービスの質の向上を実現し、限られた行政資源を有効に活用できる環境を整備する。

【実施項目】

- 民間活力の積極的な活用
- 窓口サービスの充実 など

4) 計画推進期間

期間：平成30年3月策定、令和3年度までの5年間の計画でスタートしたが・・・

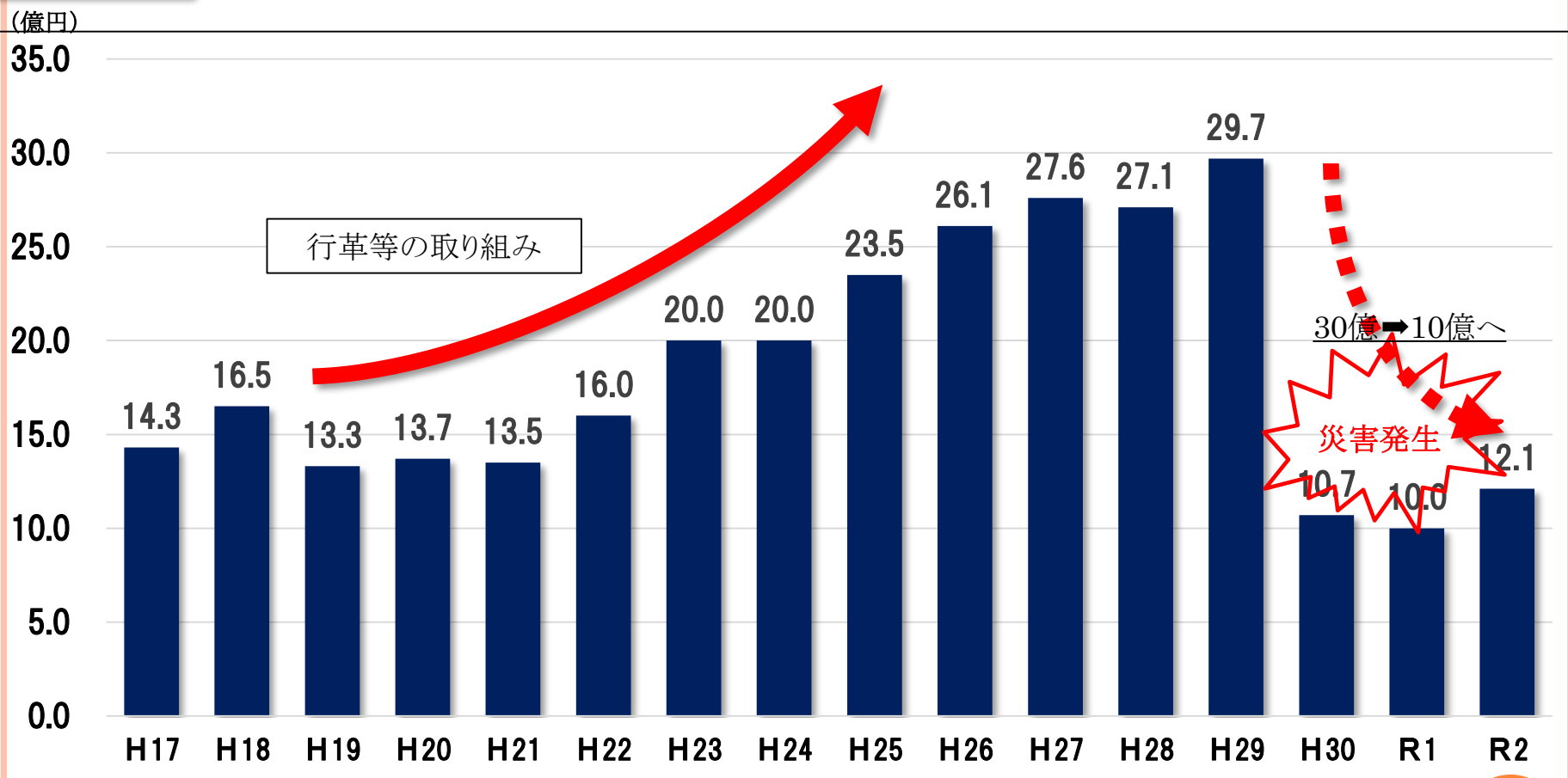


平成30年
7月豪雨
災害による財政への打撃

【被害の状況】(復興計画から)

- 1) 公共施設被害総額：
74億円(2,494件)
- 2) 復旧・復興・防災に係る全体事業費：
143億円(一般財源 31億円)

5.財政状況（財政調整基金の推移）



6.令和3年度の行財政改革の取り組み

第1回行財政改革推進本部会議（5月）において取り組み事項を決定

- （1）実施計画の進捗管理
- （2）事務事業評価の実施
- （3）補助金の見直し（団体事務の見直し）
- （4）公共施設の見直し
- （5）徴収体制の強化

（1）実施計画の進捗管理

実施計画の43の取組について、前年度の実績や当該年度の取組内容を第1回行財政改革推進本部会議にて報告。

本年度が計画最終年度であるため、最終到達点を見据えた取り組みを計画的にすすめて総括へとつなげる。

（スケジュール）

1 1月 中間進捗管理

1月 総括（成果及び課題整理）、次期取組項目の検討等

(2) 事務事業評価の実施

事業の見直しにより各所掌事務の方向性を明確にし、その結果を予算へ連動させる仕組みの実効性の確保を目指す。また、職員の自律改善意識の醸成を図る。

対象事業は、主に「令和元年度決算の主要な施策の成果説明書」掲載事業から選定し、補助金の見直しの対象である51補助金を加えた165事業とする。

本年度は新たな総合計画の計画期間初年度であることから、施策体系の変化等による新旧マッチングを評価の視点に加える。

(スケジュール)

- 7月 各所管課が作成した事務事業評価シートについて
ヒアリング実施
- 8月 行革推進本部で評価
⇒意見を踏まえてシート見直し
- 10月 事務事業評価シートを予算要求資料として活用

(3) 補助金の見直し

令和2年6月行革推進本部決定「補助金のあり方と交付基準について」に照らして、過去の調査結果や決算書等を行革事務局で精査、各所管課と調整し各補助金個々の見直しの方針を立てて関係団体等との調整をすすめる。

各所管課との調整は、事業費補助金については事務事業評価の手法を用い、団体運営費補助金とともに事務事業評価ヒアリングの中で検討する。また、団体事務の取扱いについての検討も併せてすすめる。

(4) 公共施設の見直し

公共施設再配置計画作成のため、前年度に実施した二次評価をとりまとめて各所管課と見直し方針決定へ向けた最終調整を開始する。

また、その内の指定管理施設に係る料金・経費負担のあり方等の統一指針の決定についても併せて検討をすすめる。

(5) 徴収体制の強化

税務課所管の「市税等収納率向上推進本部」を理財課所管の「市税等滞納整理対策本部」へ統合した。税外収入を含む全債権の管理の適正化及び回収の強化を全庁をあげて取組をすすめる。

(スケジュール)

6月 各債権所管課が徴収計画を作成

⇒対策本部の枠組で滞納整理等の行動計画実行、徴収職員スキルアップのための研修実施、関連法令整備の必要性や徴収体制のあり方の検討 など

7.今後のスケジュール（予定）

令和3年度の行政改革推進委員会の開催予定と主な報告内容

- | | | |
|-----|----|-------------------------------------|
| 第2回 | 2月 | ・ 公共施設再配置方針（案）について
・ 補助金の見直しについて |
| 第3回 | 3月 | ・ 行財政改革プラン取り組みの総括について |